

防府市保育施設利用選考基準

平成28年12月1日施行
平成29年4月1日適用
令和6年4月1日適用

保育施設利用選考は、本表に基づき行うものとする。

「(1)基本点数表」により、世帯の保育の必要性の状況に応じ基本点数を設定する。また、「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から入所承諾を行う。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、入所承諾の順位を決定する。

(1)基本点数表

事由		保護者(※1)が保育できない事由、状況		基本点数	必要量
1	就労 ※2	101	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	100	標準
		102	月20日以上かつ1日6時間以上8時間未満、働いている。	90	標準
		103	月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間以上、働いている。	80	標準
		104	上記に該当せず、月120時間以上、働いている。	70	標準
		105	月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間未満、働いている。	70	短時間
		106	上記に該当せず、月64時間以上、働いている。	60	短時間
2	産前産後	201	産前の期間にあって、医師より特別な安静を必要とされている。	100	標準
		202	出産予定日から起算して前8週間の属する月又は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	50	標準
3	病気・けが (産後の不良含む)	301	病気等により、入院している。	100	標準
		302	病気等により、治療や常時安静を要する自宅療養中で、日常生活に支障があり、多くの介助・支援が必要である。	80	標準
		303	通院加療を行い、安静が必要である。	60	標準
4	心身の障害	401	療育手帳重度、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている。	100	標準
		402	療育手帳中度、身体障害者手帳3級の交付を受けている。	70	標準
5	同居親族の介護	501	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)である臥床者及び心身障害者(児)の介護を、月20日以上かつ1日8時間以上している。	90	標準
		502	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)である病人及び心身障害者(児)の介護を、月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間以上している。	70	標準
		503	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)である病人及び心身障害者(児)の介護を、月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間未満している。	60	短時間
6	別居親族の介護	601	別居の親族(長期入院等をしている親族を含む)である臥床者及び心身障害者(児)の介護を、月20日以上かつ1日8時間以上している。	90	標準
		602	別居の親族(長期入院等をしている親族を含む)である病人及び心身障害者(児)の介護を、月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間以上している。	70	標準
		603	別居の親族(長期入院等をしている親族を含む)である病人及び心身障害者(児)の介護を、月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間未満している。	60	短時間
7	災害の復旧への従事	701	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	100	標準
8	求職活動	801	生計中心者の失業により、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。※3	60	短時間
		802	ひとり親世帯等及び生活保護世帯であり、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。	40	短時間
		803	上記に該当せず、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。	30	短時間

9	就学	901	学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間以上、就学のため通所している。	70	標準
		902	学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に月16日以上かつ1日4時間以上かつ月120時間未満、就学のため通所している。	60	短時間
10	児童福祉	1001	児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。	100	標準
		1002	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である。	100	標準
11	育休継続 ※4	1101	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、当該保育施設等の継続利用が必要である。	100	短時間
12	その他	9001	防府市犯罪被害者等支援条例に規定する犯罪被害者等で、保育を必要としている。	100	標準

(備考)

- 1 父母の保育ができない事由・状況に応じ、点数表の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、入所申込児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と100点との合算を、入所申込児童の基本点数とする。
- 4 保護者一人で「就労」「介護」「就学」の複数の事由に該当する場合は、月あたりの日数、時間を合算し、基本点数が高い方の事由を採用する。また、時間等の合算が困難な複数の事由に該当する場合は、基本点数が高い方の事由を採用する。
- 5 法令に基づく「産後休暇」「育児休業」を取得した後の職場復帰による入所、小規模保育所卒園児の連携施設への入所、きょうだい既に利用している同一保育施設への入所(※1)及び、児童の保護者が市内の保育施設に保育士等として就労している、または就労予定である者(※2)については、別途予約入所により優先措置とする。
(※1) 保護者が求職活動中の場合及び、入所申込児童と入れ替わりできょうだいが卒園・退園する場合は除く。
(※2) ・当該保育施設での就労時間が月120時間以上であること及び当該保育施設で半年以上の就労をする場合。
・就労することにより市内の保育施設の保育の受け入れ人数が増加する等の要件があり、就労先施設長からの届出が必要。
- 6 医療的ケア児については、通常のクラス年齢ごとではなく、医療的ケア児に限定した入所枠の中で利用調整を行う。

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者。
- ※2 就労時間は、休憩時間を含む。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。
- ※3 生計中心者であるかは、収入状況等により判断する。ひとり親世帯等及び生活保護世帯には適用しない。
- ※4 育休中の新規入所、転園は、保育の必要性の認定対象外。ここでの育休は、里帰り出産により退所した施設への再入所の場合のみ。

(2)調整指数表

内 容		調整指数
1	里帰り出産により退所した施設への再入所。	+40
2	既にきょうだいが入所しており、同一施設への入所。 ※入所申込児童と入れ替わりできょうだいが卒園・退園する場合は除く。 ※きょうだい同時入所の場合は、年齢の高い順に入所選考・施設決定を行い、一人目の選考は加算なし、二人目以降に加算とする。	+35
3	児童の保護者が市内の保育施設に保育士等として就労している、または就労予定である者。 ※当該保育施設での就労時間が月120時間以上であること及び当該保育施設で半年以上の就労をする場合。 ※就労することにより市内の保育施設の保育の受け入れ人数が増加する等の要件があり就労先施設長からの届出が必要。	+35
4	ひとり親世帯等及び生活保護世帯。	+20
5	事業所内保育施設等の卒園者または、法令に基づく産後休暇・育児休業を取得した後の職場復帰による予約入所をしていない児童。	+10

6	虐待やDVのおそれがある等、社会的養護（里親委託が行われている場合を含む。）が必要であると認められる場合。	状況に応じて判断
7	18歳以上65歳未満の祖父母、曾祖父母、おじ、おば、きょうだい（介護の対象でないもの）と同居している。 ※保育の必要性の認定基準に基づく保育できない事由の証明が提出されている場合を除く。	-15
8	同一世帯に保育利用申込未申請の未就学児童がいる。 ※当該児童が、介護、看護の対象である場合及び他施設へ入所している場合を除く。	-10
9	「（1）基本点数表」の事由1 就労に該当するもので、父母いずれかの1日あたりの昼間の就労時間が3時間未満である。 ※昼間とは午前7時から午後7時までとする。 ※シフト勤務の場合は、昼勤務の長いシフトを基準とする。	-5

(3)順位表

1	当該利用施設の希望順位が高いもの。
2	事由間の優先順位(①～⑫の順)①災害 ②児童福祉 ③その他 ④育休継続 ⑤就労 ⑥病気・けが ⑦産前産後 ⑧就学 ⑨障害 ⑩介護(同居・別居) ⑪求職活動 ※父母いずれかの優先順位が低い方の事由をこの場合の世帯の事由とする。
3	当該申請にかかる不承諾期間が長いもの。
4	住所(地区)が希望する利用施設と同一の小中学校区内にある。
5	過去(直近)に利用していた保育施設への再入所。
6	経済的状況(合計所得金額の低い世帯を優先)。 ※保育料の算定に含めている者の所得の合計とする。

(4)市外在住者の取り扱い

下記に該当する市外在住者は、同一入所月の市内在住者に含めて選考を行う。

下記を除く市外在住者は、同一入所月の市内在住者の選考ののちにそれらのみで選考を行う。

- (1) 入所日までに防府市に転入予定のもの。
- (2) 「（1）基本点数表」の事由2産前産後及び10児童福祉に該当するもの。
- (3) 里帰り出産により退所した施設への再入所。
- (4) 既にきょうだいが入所しており、同一施設への入所。入所申込児童と入れ替わりできょうだいが卒園・退園する場合を除く。
- (5) 児童の保護者が市内の保育施設に保育士等として就労している、または就労予定である者。

※当該保育施設での就労時間が月120時間以上であること及び当該保育施設で半年以上の就労をする場合。

※就労することにより市内の保育施設の保育の受け入れ人数が増加する等の要件があり就労先施設長からの届出が必要。